

小平・村山・大和衛生組合のごみ発電を活用した電力地産地消事業に係る
小売電気事業者選定審査会審査基準

1 審査方針

「小平・村山・大和衛生組合のごみ発電を活用した電力地産地消事業」における事業者選定のための審査は、小平・村山・大和衛生組合のごみ発電を活用した電力地産地消事業に係る小売電気事業者選定審査会（以下「審査会」という。）において、次の視点により行う。

2 審査項目

		審査項目	配点
1		清掃工場からの電力購入実績	5点
2		余剰電力売却に係る売電価格の経済的効果	20点
3		電力購入に係る買電価格の経済的効果	40点
審査員 評価 項目	4	業務体制と実施体制、リスク想定と低減に係る方策	15点
	5	小平・村山・大和衛生組合及び組織市の環境対策の理解度	5点
	6	業務遂行能力・表現力・知識・理解度・説得力	15点
合計			100点

3 評価基準等

	評価事項	評価基準	評価方法
1	清掃工場からの電力購入実績	清掃工場からの電力購入実績を評価する。 ① 過去5年間に官公庁が所有する清掃工場から電力を購入した実績が5例以上ある：5点 ② 過去5年間に官公庁が所有する清掃工場から電力を購入した実績が1例以上ある：3点 ①②以外の場合：0点	評価基準に基づき算出した点を評価点とする。
2	余剰電力売却に係る売電価格の経済的効果	令和7年10月1日から令和13年3月31日までの5年6ヶ月間における発電余剰電力の電力売却見積額が高いものほど優位に評価し、下記の計算式に基づき評価点を算出する。 評価点＝20点×（当該事業者の売電価格／参加事業者内の最高売電価格） 小数点以下の端数が生じる場合は、小数点第二位を四捨五入する。	評価基準に基づき算出した点を評価点とする。

3	電力購入に係る買電価格の経済的効果	<p>令和7年10月1日から令和13年3月31日までの5年6ヶ月間における電力購入見積額が低いものほど優位に評価し、下記の計算式に基づき評価点を算出する。</p> <p>評価点 = 40点 × (参加事業者内の最低見積額 / 参加事業者の見積額)</p> <p>※小数点以下の端数が生じる場合は、小数点第二位を四捨五入する。</p>	評価基準に基づき算出した点を評価点とする。
4	業務体制と実施体制、リスク想定と低減に係る方策	<p>本業務の実情を把握した上で、実施計画及び事業開始までのスケジュールの実現可能性があると認められる場合に評価する。また、当該業務の実情を把握した上で、安定した電力の調達等、的確なリスク想定と方策があると認められる場合に評価する。</p> <p>【評価の視点】</p> <p>●ごみ焼却施設の定期点検やトラブルによって発電量が不足するとき、供給予定先に安定的に電力を供給できるか。</p>	※
5	小平・村山・大和衛生組合及び組織市の環境対策への提案	<p>小平・村山・大和衛生組合及び組織市（小平市、東大和市及び武蔵村山市）に対し、「電力（エネルギー）の地産地消や再生可能エネルギー由来の電力、二酸化炭素を排出しない電力等によるエネルギー循環型社会及び脱炭素社会の実現」及び「SDGs（持続可能な開発目標）の達成」に資する効果的な提案がなされている場合に評価する。</p> <p>【評価の視点】</p> <p>●小平・村山・大和衛生組合及び組織市の電力地産地消事業について理解しているか。</p> <p>●小平・村山・大和衛生組合及び組織市の環境対策について効果的な提案がなされているか。</p>	※
6	業務遂行能力・表現力・知識・理解度・説得力	<p>企画提案図書の内容と相違がなく、理解しやすい内容である場合に評価する。</p> <p>わかりやすく適切に説明している場合に評価する。</p> <p>質問内容を的確に理解し、質問に対する回答が明確かつ迅速である場合に評価する。</p>	※

※評価方法については下記の表の評価基準に基づき審査委員それぞれが採点し、評価した審査委員全員の合計を評価した人数で割った点数を評価点とする（小数点以下の端数が生じる場合は、小数点第二位を四捨五入する）。

※の評価基準

評価 項目	評価及び得点				
	A とても良い	B 良い	C 概ね妥当	D やや不十分	E 不十分
4	15点	12点	9点	5点	0点
5	5点	4点	3点	2点	0点
6	15点	12点	9点	5点	0点